

遅延損害金の請求勧告

切手問題で市川市監査委員

政務活動費をめぐる問題で、市川市監査委員は4日、切手を大量購入した議員が所属していた会派に対して、自主返納分とはたとして、自ら返納分とは別に、不法行為に基づく遅延損害金を請求する住民監査請求結果を公表した。

住民監査請求は10月8日、宮田克己前市議が起きた。百条委員会で証人喚

問された市議と前市議の4人について、すでに全額を自主返納したもの、使途とされる市民アンケートを実施した証拠がなく、違法・不法な支出にあたることから市が遅延損害金を請求すべきと主張していた。

一方で、それ以外の支出については「不法行為に該当する不正支出であつたとまでは判断できない」などとして、請求を棄却した。

いた会派「緑風会第1」に対し、支出伝票にアンケートや集計結果などの虚偽の資料を添付していたことが不法行為にあたると判断。切手代12万円に対し、收支報告書が提出された2013年4月30日から自主返納日の今年6月18日までの間の年5%の遅延損害金を請求すべきと勧告した。